

# 指定通所介護・第一号通所事業

## 重要事項説明書

[令和7年7月1日 現在]

### 1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	医療法人 瑞穂会
代表者役職・氏名	理事長 穂坂 邦大
本社所在地・電話番号	本社所在地 川越市中台元町一丁目16番11 電話 049-245-3551
法人設立年月日	昭和59年3月1日

### 2. サービスを提供する事業所の概要

#### (1) 事業所の名称等

名 称	アシストMIZUHO
事業所番号	通所介護・第一号通所事業 (指定事業所番号：1175102217)
所在地	〒352-0006 埼玉県新座市新座1丁目12-7 新座N・Yビル1階
電話番号	048-423-9711
FAX番号	048-423-9712
通常の事業実施地域	新座市、朝霞市、志木市

#### (2) 事業所の窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで (土曜日、日曜日、12月30日から1月3日までを除く。)
営業時間	午前8時30分から午後5時00分まで
サービス提供時間	1単位目 午前9時から午後12時15分まで 2単位目 午後1時30分から午後4時45分まで
延長サービス可能時間帯	無し

#### (3) 事業所の勤務体制

職種	業務内容	勤務形態・人数
管理者	・従業者と業務の管理を行います。 ・従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	1人
生活相談員	・生活相談、機能訓練等の介護に関する相談及び援助を行います。	1人以上
看護職員	・利用者の健康状態の確認を行います。 ・利用者の病状が急変した場合に利用者の主治の医師の指示を受けて、必要な看護を行います。	1人以上
介護職員	・必要な日常生活の世話及び介護を行います。	2人以上
機能訓練指導員 【作業療法士等】	・日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための機能訓練を行います。	1人以上

#### (4) 事業所第三者評価の実施状況 あり・なし

#### (5) 利用可能設備 ・機能訓練室・相談室・静養室・送迎車・運動器具等

### 3. サービス内容

- ・施設内での介助・・・・・・ トイレ介助、移動介助他、必要と思われる介助
- ・日常生活動作の機能訓練・・・ マシントレーニング、集団・個別トレーニング等
- ・送迎・・・・・・ 乗車介助、その他必要な介助
- ・個別機能訓練・・・・・・ 個別の機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を実施

### 4. 利用料金

#### (1) 基本料金

利用料、その他の料金については別紙1に定める通りとします。

#### (2) 送迎費

- ・通常の事業実施地域に居住の利用者は、無料となる。
- ・通常の事業実施地域以外にお住まいの方は、通常の事業の実施地域を超えた地点から片道10km未満で500円、片道10km以上で800円の実費が必要となる。

#### (3) キャンセル料（第一号通所事業を除く）

利用予定日の直前にキャンセルをした場合は、キャンセル料をいただきます。ただし、利用者の容態の急変や急な入院等、緊急やむを得ない事情がある場合は請求しません。なお、サービスの利用を中止する場合には、至急、御連絡ください。

利用日の前日17時までの連絡があった場合	無料
利用日の当日に連絡があった場合	2,000円
連絡がなかった場合	2,000円

### 5. 利用者負担額、その他の費用の請求及び支払方法

#### (1) 請求方法

- ・利用者負担額、その他の費用は利用月ごとの合計金額により請求します。
- ・請求書は、利用月の翌月15日までに利用者あてにお届けします。

#### (2) 支払い方法等

請求月の末日までに、下記のいずれかの方法でお支払いください。

- ・事業者が指定する口座への振り込み
  - ・利用者が指定する口座からの自動振替
- お支払いを確認しましたら、領収証をお渡ししますので、必ず保管してください。  
(医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。)

※上記支払い方法が困難な方は別途ご相談ください。

### 6. 秘密の保持

- (1) 従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- (2) 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- (3) 利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

## 7. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要があった場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、家族、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

## 8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損保
保険名	損害賠償責任保険

## 9. 非常災害対策

(1) 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）をおき、非常災害対策に関する取り組みを行います。

防火管理者：早渡 飛鳥

(2) 非常災害対策に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報、連携体制を整備し、定期的に職員に周知します。

(3) 定期的に避難、救助その他必要な訓練を行います。

## 10. サービス提供に関する相談、苦情

### (1) 苦情処理の体制及び手順

ア. サービス提供に関する相談及び苦情を受けるための窓口を設置します。

イ. 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりです。

### (2) 苦情相談窓口

担当	管理者 太田 麻里
電話番号	048-423-9711
受付時間	午前8時30分から午後5時00分まで
受付日	月曜日から金曜日まで (土曜日、日曜日、12月30日から1月3日までを除く。)

市町村及び国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

志木市	長寿応援課	連絡先	048-473-1111
新座市	介護保険課	連絡先	048-424-5361
朝霞市	長寿はつらつ課	連絡先	048-463-1952

埼玉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情対応係	連絡先	048-824-2568 (苦情相談専用)
-------------------------------	-----	--------------------------

## 11. サービスの利用に当たっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早め

に担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご連絡  
ください。

（2）主治の医師から指示事項がある場合は申し出てください。

令和 年 月 日

指定通所介護、第1号通所事業の提供開始に当たり、利用者に対して、重要な事項を説明  
しました。

事業者

所在地 川越市中台元町一丁目16番11  
法人名 医療法人 瑞穂会  
代表者名 理事長 穂坂 邦大

説明者

事業所名 アシストMIZUHO  
氏名

私は、事業者から重要な事項の説明を受け、サービスの提供開始について同意しました。

利用者 住所

氏名

（代理人）住所

氏名